

大阪市都島区役所と株式会社大林組との事業連携に関する協定書

大阪市（以下「甲」という。）と株式会社大林組（以下「乙」という。）は、次の条項について互いに連携することに合意し、協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲及び乙が連携協力のもとに、次条で定める分野で相互に協力し、地域活性及び地域課題の解決をめざすことを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲及び乙は、次の事項について連携し協力するものとする。

- （1） ICT 利活用を通じた地域コミュニティの活性化に関すること
- （2） 都島区の PR に関すること
- （3） その他、双方が必要と認める連携協力に関すること

（協議事項）

第3条 連携協力の具体的な内容及びその成果の利用条件等については、個人情報保護の趣旨を踏まえ関係法令を遵守し、甲及び乙が協議するものとする。

2 連携協力するにあたり必要な経費の負担については、各々の事業ごとに甲及び乙が協議するものとする。

（有効期間）

第4条 この協定の有効期間は、締結日より令和6年4月30日とする。

（その他）

第5条 この協定に定めのない事項については、甲及び乙が協議して別途定めるものとする。

2 この協定に定める事項に関し疑義等が生じたときは、甲及び乙が誠意をもって協議し、解決を図るものとする。

この協定書は2通作成し、甲及び乙が記名押印の上、各自1通を保有する。

令和5年12月15日

（甲） 大阪市都島区中野町2丁目16番20号
大阪市
協定締結担当者
都島区長 藤岡 慶子 印

（乙） 東京都港区港南二丁目15番2号
株式会社 大林組
取締役社長 蓮輪 賢治 印